

三重県小学生バレーボール連盟規約

【 名 称 】

第1条 本会は、三重県小学生バレーボール連盟と称し、以下「県小連」という。

【 事 務 所 】

第2条 県小連の事務所は、理事長宅に置く。

【 目 的 】

第3条 県小連は、バレーボールの普及・発展及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

【 事 業 】

第4条 県小連は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) その他県小連の目的を達成するために必要な事業の開催

【 組 織 】

第5条 県小連は、三重県内の小学生バレーボール団体の中枢機関となるとともに、公益財団法人日本バレーボール協会、日本小学生バレーボール連盟、東海バレーボール連盟、東海小学生バレーボール連盟及び三重県バレーボール協会（以下、この2協会・3連盟を「上部団体」という）と共存する組織とする。

【 登 録 】

第6条 県小連の趣旨に賛同して加盟を希望する小学生バレーボール団体、競技者及びチームスタッフは、毎年、公益財団法人日本バレーボール協会及び県小連に登録しなければならない。

【 構 成 員 】

第7条 県小連は、前条の規定により登録された団体の代表者及び理事並びに総会の承認を受けて加盟した者をもって構成する。

【 構成員及び登録者等の責務 】

第8条 前条に規定する構成員及び第6条に規定する登録者等は、「社会における公正な秩序及び社会の一般的な道徳観念」を遵守しなければならない。

【 理 事 】

第9条 理事は、5名以上50名以内とする。

2 理事は、いずれかの専門委員会（以下「委員会」という）に所属する。ただし、理事長及び副理事長は、いずれの委員会にも所属する。

3 理事は、第4条に規定する事業の運営及び所属委員会の任務遂行に努める。

【 役 員 】

第10条 県小連は、次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	1 名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
会 計	1 名	総 務 委 員 長	1 名
競 技 委 員 長	1 名	審 判 委 員 長	1 名
指導普及委員長	1 名	コンプライアンス委員	1 名
支 部 長	支部数		

【 選出方法 】

第11条 会長、副会長、会計及び専門委員長（以下「委員長」という）は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。ただし、委員長の過半数は、理事のなかから推薦する。

2 理事長及び副理事長は、理事による互選を経て、総会において承認を得る。

3 支部長は、各支部で推薦し、総会において承認を得る。

4 役員は、兼務又は欠員とすることができる。

【 任務分掌 】

第12条 会長は、県小連を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

3 理事長は、県小連を統括する。また、副会長が不在のときはその職務を代行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときはその職務を代行する。

5 会計は、出納を担当する。また、総務委員会に所属する。

6 委員長は、自委員会の任務遂行に努める。

7 支部長は、自支部の指揮・運営に努める。

【 顧問及び参与 】

第13条 県小連は、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

【 監 事 】

第 1 4 条 県小連は、監事を 2 名置く。

- 2 監事は、理事会で推薦し、総会において承認を得る。ただし、理事長が在住する市・町及び所属する支部の者は除く。
- 3 監事は、会計を監査し、総会及び理事会で報告する。

【 任 期 】

第 1 5 条 顧問、参与、役員及び監事の任期は 2 年とする。

- 2 役員及び監事に欠員が生じた場合は、理事会において、その後任者を選任する。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定により選任された役員及び監事については、次回の総会において承認を得る。

【 会 議 】

第 1 6 条 県小連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
 - (2) 理 事 会
 - (3) 役 員 会
 - (4) 専門委員会
- 2 総会は、毎年、第 7 条に規定する構成員の出席をもって開催する。
 - 3 理事会は、理事の出席をもって開催する。また、理事以外から推薦された役員の出席を要請することができる。
 - 4 役員会は、役員の出席をもって開催し、各事業の運営に関することのほか、理事長が必要と認める事項について協議する。また、顧問、参与及び理事長が必要と認める委員の出席を要請することができる。
なお、開催が困難な場合は、各役員の持ち回り協議とすることができる。
 - 5 専門委員会は、委員の出席をもって開催し、別に定める規定に基づき協議する。また、役員及び他委員会の委員の出席を要請することができる。

【 専門委員会 】

第 1 7 条 専門委員会は、次のとおりとし、それぞれに委員長及び委員を置く。

- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 審判委員会
 - (4) 指導普及委員会
 - (5) コンプライアンス委員会
- 2 各委員会は、副委員長を置くことができる。

【 会議の招集 】

第 18 条 総会は、会長が招集する。

- 2 理事会及び役員会は、理事長が招集する。
- 3 専門委員会は、委員長が招集する。

【 総会及び理事会の決議事項 】

第 19 条 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告について
 - (2) 決算報告について
 - (3) 規約の改正について
 - (4) 役員等改選について
 - (5) 事業計画案について
 - (6) 予算案について
- 2 理事会の決議事項は、次のとおりとし、その結果は総会において報告する。
- (1) 総会議案について
 - (2) 各種規定の制定又は改正について
 - (3) 理事の各委員会への配属及び理事以外の者の委員の委嘱について
 - (4) 事業計画及び予算の変更について
 - (5) その他理事長が必要と認める事項について

【 総会、理事会の成立要件及び議決並びに議長 】

第 20 条 総会は、県小連の最高議決機関であり、登録団体の代表者の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席団体の代表者の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

- 2 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、理事の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数の賛成をもって可決とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 3 総会及び理事会に欠席の者も、委任状の提出をもって出席者とみなす。
- 4 総会及び理事会は、開催が困難な場合は、延期又は書面表決とすることができる。また、その措置については理事長に委任する。
- 5 総会及び理事会の議長は、その総会及び理事会に出席した者のなかから選任する。

【 財 務 】

第 21 条 県小連は、次の収入をもって運営する。

- (1) 登 録 料
- (2) 試合参加料
- (3) 補 助 金
- (4) その他の収入

2 登録料は、年間、1団体あたり4,000円とする。

【 経費の支給 】

第22条 県小連は、第4条に規定する事業の運営、第16条に規定する会議の開催及び役員等の上部団体への派遣のため、旅費、日当及びその他の経費を支給する。

2 前項に規定する旅費については、公共交通機関の利用に代えて個人の自家用車を借り上げることができる。

3 前項に規定する自家用車の賃借料は、1キロメートルあたり20円を上限とする。

4 第1項に規定する日当については、1日あたり1,000円を上限とする。

5 第1項に規定するその他の経費については、実費を支給する。

【 事業年度 】

第23条 県小連の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

【 支 部 】

第24条 県小連は、支部を置くことができる。

【 設立年月日 】

第25条 この連盟の設立年月日は、1980年（昭和55年）4月1日とする。

【 その他の事項 】

第26条 この規約で定めたもののほか必要な事項は、理事会で審議する。

2 規約及びその他の事項は、ホームページ（msvf.jp）で公開する。

3 県小連は、第4条に規定する事業の実施及び前項に規定するホームページでの公開にあたり、安全・安心に考慮するとともに個人情報の保護に努める。

【 規約の改正 】

第27条 この規約の改正は、総会において、出席団体の代表者の3分の2以上の賛成による。

【 附 則 】

1 この規約は、令和4年4月24日から施行する。